退職手当事務の手引

（令和３年度　改訂版）

神奈川県市町村職員退職手当組合

目　　次

第１章　組合概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２章　退職手当制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　１　退職手当の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　２　退職手当の支給根拠　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　３　退職手当の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　４　退職手当の受給権者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　５　退職手当の支払期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３章　一般の退職手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　　１　退職手当の計算方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　　２　支給対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　　３　退職手当の受給者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　　４　遺族　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　　５　退職手当の種類及び適用条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　６　退職手当計算の基礎となる給料月額　・・・・・・・・・・・・・・ 7
　　７　退職手当の基本額の特例措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　　８　勤続期間の計算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　　９　退職手当の調整額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　　10　退職手当の支給制限等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　　11　職員以外の地方公務員等となった者の取扱　・・・・・・・・・・・ 11
　　12　特別の退職手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　　13　退職手当の時効　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第４章　特別職の退職手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　１　退職手当の計算方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　２　支給対象と支給率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　３　退職手当計算の基礎となる給料月額　・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　４　勤続期間の計算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　５　支給率早見表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第５章　負担金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　１　一般負担金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　２　特別負担金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第６章　退職手当にかかる税金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　１　税金の計算方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　２　所得税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　３　住民税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　４　死亡により支払われる退職手当・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第７章　退職手当事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　　１　退職手当事務の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　　２　通算事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　　　　通算（転入・転出）に係る事務の流れ　・・・・・・・・・・・・・ 21
　　　　退職手当の提出書類一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第８章　退職手当計算例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
団体別調整額区分表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
勤続期間の計算（通算例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
退職手当支給率早見表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
様式記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

<<< 第１章　組合概要　>>>

令和３年３月 現在

● 名　　称　　神奈川県市町村職員退職手当組合
● 設立年月日　　昭和４０年５月１日
● 構成団体　　３市１４町６一部事務組合　　計２３団体

市	伊勢原市　海老名市　南足柄市
町村	葉山町　寒川町　大磯町　二宮町　中井町 大井町　松田町　山北町　開成町　箱根町 真鶴町　湯河原町　愛川町　清川村
一部事務組合	高座清掃施設組合　足柄上衛生組合　足柄東部清掃組合 足柄西部清掃組合　湯河原町真鶴町衛生組合 神奈川県町村情報システム共同事業組合

● 正副組合長　　組合長　　冨田幸宏（湯河原町長）
　　副組合長　　加藤修平（南足柄市長）
● 組合議会　　定数１１名（定例会　年２回、臨時会　必要がある場合）
● 監査委員　　２名（例月出納検査及び決算審査）
● 職員数　　４，８４５名（特別職　５３名、一般職　４，７９２名）
（令和２年４月１日）

● 支給状況（過去５年間）　　（単位：円）

種別 / 年度	特別職		一般職		合　計	
	人数	退職手当額	人数	退職手当額	人数	退職手当額
令和元年度	19	150,289,850	236	2,921,238,361	255	3,071,528,211
平成30年度	20	164,920,550	227	3,270,662,190	247	3,435,582,740
29年度	14	83,550,000	228	3,199,726,293	242	3,283,276,293
28年度	14	105,716,000	220	3,546,847,569	234	3,652,563,569
27年度	15	141,922,700	250	3,907,030,114	265	4,048,952,814

<<<　第２章　退職手当制度　>>>

１　退職手当の性格

現行の退職手当は、職員の分担出捐を必要とせず、地方公共団体の一方的負担によって支給されるものであり、職員が退職した場合、一定の支給制限事由に該当しない限り一律に支給されるものであり、権利としてこれを請求しうる給付であることを認めている。

基本的には、職員に対して使用者である市町村等が、勤続報償ないし功労報償の意味で一方的に負担し、組合から支払われる給付となっている。

なお、「退職」とは、職員たる身分を最終的に退くことであり、自己都合、勧奨、定年、整理、任期終了、免職、失職、解職等の理由により、すべて職を離れる場合をいい、死亡による退職も含まれる。

２　退職手当の支給根拠

退職手当は、地方自治法の規定により、条例に基づいて支給することができるとされ（同法第 204 条第２項）、その額及び支給方法についても条例で定めなければならないとされている（同条第３項）。

また、地方公務員法の規定により、退職手当の支給基準については、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている（同法第 24 条第２項）。

３　退職手当の種類

退職手当の種類は、大別して一般の退職手当と他の関係法律（労働基準法、雇用保険法等）による給付の調整を図るための特別の退職手当の二種類がある。

４　退職手当の受給権者

退職手当の受給権者は、退職した職員本人である。また、職員が死亡により退職した場合には、その遺族が退職手当の受給権者となる（支給条例第２条第１項）。

５　退職手当の支払期限

退職手当は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない（支給条例第２条の３）。

<<<　第３章　一般の退職手当　>>>

１　退職手当の計算方法

退職手当額	＝	退職手当の基本額			＋	調整額
		基礎となる給料月額	×	勤続期間と退職事由に応じた支給率		（10ページ参照）

(1)　給料月額
退職手当の算定の基礎となる給料月額は、退職時の給料月額（本俸）です。

※　ただし、給与改定以外の理由で給料月額が下がった場合や、その者の事情によることなく定年前に早期退職した者について、一定の条件を満たす場合には特例措置があります。詳しくは、７ページ「７　退職手当の基本額の特例措置」を参照してください。

(2)　支給率
支給率は、退職事由及び勤続期間により異なります。
支給率は、別表「退職手当支給率早見表」（27ページ）をご覧ください。

(3)　勤続期間
退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員として引き続いた在職期間です。詳しくは、８ページ「８　勤続期間の計算」を参照してください。

２　支給対象（支給条例第２条）

退職手当を支給することができる職員の範囲は、原則として、常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）とされています。
従って、パートタイムの会計年度任用職員や任期付職員のうち短時間勤務職員は、退職手当の支給対象外です。また、再任用職員についても支給対象外となります。
ただし、職員以外の者でも支給条例上、フルタイムの会計年度任用職員などのうち、一定要件を充たす職員に準ずる者（以下「常勤的非常勤職員」という。）は、支給対象者の範囲に加えることとしています。

＊会計年度任用職員・・・一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職を占める職員（地方公務員法第22条の２第１項）
・パートタイムの会計年度任用職員－一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の通常の勤務時間に比べ短時間である者
・フルタイムの会計年度任用職員－一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の通常の勤務時間と同一である者

(1)　職員とは

①　雇用期間に定めがない者

②　正規の勤務時間によって勤務を必要とする者

③　給与制度（特に給料表）の適用を受ける者

④　身分保障があり、定数内職員である者

(2)　常勤的非常勤職員とは

①　職員について定められている勤務時間以上勤務すること

②　①による勤務した日が月に18日以上あり、その月が12月を超え、なおかつそれ以降当該勤務形態が引き続くこと

（注１）18日に含まれる日

・労働基準法第39条に定める年次有給休暇

・選挙権その他公民権の行使のための休暇

・公務上傷病により療養のため勤務をすることができない期間

・労働基準法第65条（産前産後）、第67条（育児時間）及び第68条（生理休暇）の規定に該当する休暇

３　退職手当の受給者（支給条例第２条）

退職手当は職員が退職した場合、本人に支給します。

死亡による退職の場合には、支給条例の規定に基づきその遺族に支給します。

ただし、退職後、退職手当が支給される前に職員が死亡した場合は、相続財産として民法の相続の規定によって支給されます。

４　遺族

(1)　遺族の範囲及び順位（支給条例第２条の２）

職員が死亡により退職した場合には、下表に従い、その遺族に退職手当が支給されます。

順位	遺族の範囲	備　　考
1	配偶者	事実上婚姻関係にあった場合を含む
2	子	主として職員の収入により生計を維持していた場合
3	父母	同 上（養父母が先で実父母が後）
4	孫	同 上
5	祖父母	同 上（養父母の父母が先で実父母の父母が後）
6	兄弟姉妹	同 上
7	１～６以外の親族	同 上
8	２～６に掲げる者	主たる生計関係がなかった場合 （順位は、２～６の順）

(2)　遺族からの排除（支給条例第２条の２第４項）

次の者は、遺族の範囲から除かれます。

①　職員を故意に死亡させた者

②　職員の死亡前に、その職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

5　退職手当の種類及び適用条項

退職手当の種類は、大きく分けて一般の退職手当と他の法律（労働基準法、雇用保険法）による給付との調整を図るための特別の退職手当の２種類があります。

これらを区分すると次の表のようになります。

（支給条例第３条～第５条、第８条、第14～15条）

退職手当の種類			適用の条件等
一般の退職手当	第３条	傷病（公務外）	
		自己都合	勤続期間６月以上
		定年・勧奨・任期終了・通勤災害・死亡(公務外)	勤続期間10年以下
	第４条	勤務公署の移転等	勤続期間25年未満
		定年・勧奨・任期終了・通勤災害・死亡(公務外)	勤続期間11年以上25年未満
	第５条	整理退職・公務上傷病・死亡	
		定年・勧奨・任期終了・通勤災害・死亡(公務外)・勤務公署の移転等	勤続期間25年以上
	第８条	特別職	市町村長、副市町村長、教育長、公営企業の管理者
特別の退職手当	第14条	予告を受けない退職者の退職手当	労働基準法第20条及び第21条、又は船員法第46条の規定による給付が一般の退職手当より多いとき、その差額分
	第15条	失業者の退職手当	勤続期間12月以上で、原則退職後１年以内に失業しており、かつ一定の要件に該当する場合 ※12ページ「12特別の退職手当(2)失業者の退職手当」を参照してください。

(1)　自己都合退職

純然たる自己の便宜による退職はもちろんのこと、傷病を理由とした退職であっても、その障害の状態が「傷病退職」の障害の程度に達しない場合も含まれる。

また、地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職による退職も含まれる。

(2)　定年退職

地方公務員法第 28 条の２第１項による退職

＊定年年齢に達した日（誕生日の前日）以後、定年退職日の前日までの間において、その者の非違によることなく退職した場合は、「定年退職扱い」となります。

(3)　勧奨退職

職員が退職勧奨に応じてその者の非違によることなくなされた退職

(4)　傷病退職

傷病に起因する退職（厚生年金保険法第 47 条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病）

職員が傷病を理由に自分の意思や希望によって退職する場合と地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職により退職する場合とにかかわらず、退職の理由そのものが「傷病」であったかによって決定される。

傷病退職
- 公務上傷病退職
- 公務外傷病退職
- 通勤傷病退職

(5)　死亡退職

職員が死亡したことによる退職

死亡退職
- 公務上死亡退職
- 公務外死亡退職

(6)　整理退職

職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることによる退職（地方公務員法第 28 条第１項第４号）

(7)　応募認定退職（早期退職募集制度による退職）

定年前に退職する意思を有する職員を条例又は規則等の規定による募集に応募し任命権者から認定を受けて退職すべき期日に退職する。

＊職員の年齢構成の適正化、職制の改廃、勤務公署の移転など

（令和２年 10 月現在、実施している構成団体なし）

(8)　普通退職

定年退職、勧奨退職、早期退職募集制度による退職、分限免職、懲戒免職、失職及び死亡退職のいずれの事由にも該当しないで離職することをいう。

自己都合による退職、在職期間の通算を伴う退職のほか、いわゆる諭旨免職による離職などがある。

(9)　その他

法律の規定による任期を終えたことによる退職など。

6　退職手当計算の基礎となる給料月額

原則として、退職又は死亡の日における給料月額ですが、次の場合はそれぞれに定める額とします。

(1)　給料表の適用を受けている職員で給料の減額等のある職員
（支給条例第５条の２）

職員が休職等で給料の一部又は全部を支給されていない場合は、これらの理由がないと仮定して、その受けるべき給料月額
（給与条例の附則等で減額されている場合も、本則の額となります。）

(2)　給料表の適用を受けていない職員（支給条例第３条）
給料が日額の場合は、給料日額の２１日分に相当する額

7　退職手当の基本額の特例措置

(1)　給料月額が減額された場合の退職手当の基本額の特例（支給条例第５条の２）

職員が在職期間中に、給与改定以外の理由（降格、給料表の異動等）で給料月額が下がる場合に、特定減額前給料月額（当該理由による下がる前の給料月額で最も多いもの。）が、退職日給料月額よりも多いときは、退職手当の基本額の計算方法は、以下の方法により計算した額となります。

＊ 基本額の特例措置については、平成18年４月２日以降の降格等に限ります。

退職手当の基本額	＝	特定減額前給料月額 × 減額日前日までの勤続期間の支給率	＋	退職日給料月額 × （退職日までの勤続期間の支給率 － 減額日前日までの勤続期間の支給率）

(2)　定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例（支給条例第５条の３）

定年に達する日から６月前までにその者の事情によらず退職した場合、次の全ての条件に該当する者は、退職日給料月額について、定年年齢と退職の日におけるその者の年齢の差に該当する年数が１年につき２％ずつ加算される。

①　勤続期間　　２５年以上
②　退職理由　　勧奨・整理・公務上傷病又は死亡など
③　退職時の年齢　　定年年齢から１０年を減じた年齢以上

＊ 上記①もしくは③に該当しない場合であっても、構成団体において勧奨退職が承認されていれば、退職日給料月額の加算はされないが、勧奨退職扱いとなります。　（支給条例第３条第１項、支給条例第４条第１項）

８　勤続期間の計算

(1)　勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間によるもので、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算します。
＊１日でも在職している場合は、その月を在職期間に算入します。
（支給条例第９条第１項～２項、第７項）

○勤続期間と在職期間（基礎在職期間）
在職期間とは、採用から退職までの職員としての在職期間のほか、他の地方公共団体等での期間を通算した期間であり、退職手当の調整額の算定の基礎となるものです。また、勤続期間とは、退職手当の基本額の算定の基礎となる期間であり、支給の対象となる在職期間から休職期間を除いた期間です。

(2)　在職期間に１年未満の端月数があるときは、切り捨てます。ただし、その在職期間が６月以上１年未満の場合には１年とします。

(3)　短期勤続者（勤続期間６月未満）については、退職手当は支給されませんが、短期勤続者（１日以上勤務）が、公務上・公務外の死亡・傷病退職、通勤災害の死亡・傷病退職、整理退職などに該当した場合には、在職期間を１年として支給対象とします。（支給条例第９条第７項）

(4)　退職した日又はその翌日に再び就職した場合は、引き続き在職していたものとみなします。（支給条例第９条第３項）

(5)　職員以外の国又は地方公共団体から１日も空くことなく引き続き職員として就職した場合は、在職した期間として通算します。（支給条例第９条第５項）
＊通算規定のある団体に限ります。

(6)　職員のうち、退職手当を支給されず構成団体を退職し、他の地方公務員等として在職後、引き続き構成団体に採用された者の勤続期間の計算については、在職期間とみなします。（支給条例第９条第５項第１号）

(7)　除算期間（休職月数）
在職期間のうち、在職期間中の現実に職務に従事することを要しない（当該月に１日でも職務に従事することを要する日のあった月はのぞく。）以下の月がある場合は、在職期間からそれぞれ対応する月数を除算する。
（支給条例第９条第４項）

事　　由		除算期間
育児休業 （地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項）	当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月まで（注１）	１/３
	上記以外の育児休業	１/２

自己啓発休業 （地方公務員法第26条の５） ＊支給条例施行規則第８条の６を参照	大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するもの	１／２
	上記以外の自己啓発等休業	全期間
配偶者同行休業 （地方公務員法第26条の６）		全期間
育児短時間勤務等 （地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第１項）		１／３
専従休職 （地方公務員法第55条の２第１項ただし書）		全期間
休職、停職（地方公務員法第27条、第28条及び第29条） （公務上の傷病・通勤による傷病に係る休職及び地公法第28条第２項第２号「刑事事件に関し起訴された場合」の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職は除きます。）		１／２
その他		１／２

（注１）平成４年３月31日以前の育児休業期間は、２分の１となります。
ただし、育児休業期間が平成４年４月１日をまたぐ場合には、３分の１となります。

(8)　常勤的非常勤職員（４ページ・２の(２)参照）となった場合は、当該要件を満たすに至るまでの12月を加えた期間を在職期間に含みます。

（支給条例第10条第１項第１号）

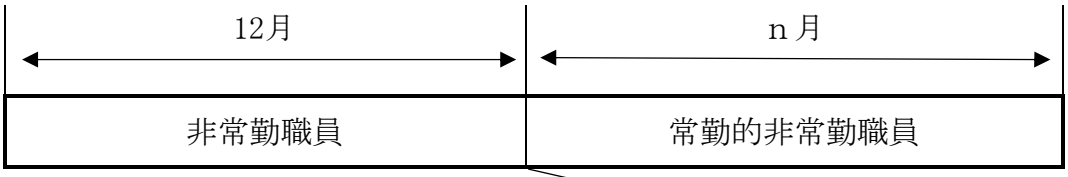

就職報告書及び常時勤務を要する職員と同一の勤務時間であることが確認できる書類（辞令、任用通知書等）提出

○在職期間（12月＋ｎ月）

(9)　職員以外で、２の(２)（４ページ参照）の要件を満たす月が12月を超えるまでの間に引き続いて職員となった場合は、その前の期間を在職期間に含みます。

（支給条例第10条第１項第２号）

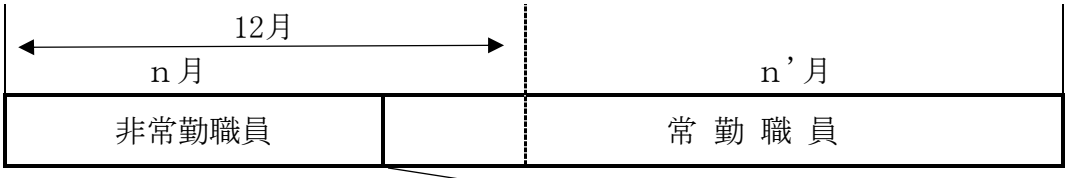

就職報告書及び常時勤務を要する職員と同一の勤務時間であることが確認できる書類（辞令、任用通知書等）提出

○在職期間(ｎ月＋ｎ’月)

＊ 参考　25～26ページ「勤続期間の計算（通算例）」

９　退職手当の調整額

退職手当の調整額は、退職者に対して、その職責等に応じて組合市町村等がそれぞれ設定した各区分の調整月額のうち、その金額が多いものから順に６０月分の合計金額を算出し、加算するものです。

この制度は、在職期間中の職責等を退職手当に反映する仕組みとなっています。

（支給条例第７条の４）

(1)　調整額の区分

調整額の区分	金　　額	主な職務の級
第１号区分	６５，０００円	
第２号区分	５９，５５０円	７～８級
第３号区分	５４，１５０円	６～８級
第４号区分	４３，３５０円	５～７級
第５号区分	３２，５００円	５～６級
第６号区分	２７，１００円	４～６級
第７号区分	２１，７００円	３～４級
第８号区分	０円	１～３級

＊　同一の月において２以上の区分に属していた場合、当該月において、最も高い額となる区分のみに属していたものとします。

(2)　調整額の算定期間

勤続期間中最大６０月（５年）

ただし、勤続期間及び退職事由によって調整額が制限されます。

退職事由	勤続期間	調整額
自己都合	10年未満	０円
	10年以上25年未満	１／２相当額
自己都合以外	１年未満	０円
	１年以上５年未満	１／２相当額

(3)　調整額の算定対象から除外する休職月等（支給条例施行規則第８条）

調整額の算定期間に休職等があった場合には、それぞれの休職等毎のその月数に休職事由に応じた割合を乗じ、除算する月数を求め（除算する月数に小数点以下が生じた場合は、切り上げて）、除算します。

休　職　事　由	除　算　割　合
①　自己啓発等休業、配偶者同行休業、専従休職等	当該休職月等
②　育児休業（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務等による休職月等	３分の１

③　①、②以外の事由による休職月等 （地方公務員法第 27 条、第 28 条及び第 29 条による休職・停職等）	２分の１

＊自己啓発等休業は、休業後５年を超えて在職した場合は、当該休職期間の２分の１を除算します。

（例）育児休業（満１歳以下）が７月の場合

⇒　休職等月数に休職事由に応じた割合を乗じた結果が２．３月となるため、小数点以下を切り上げ、算定期間から３月を除算します

10　退職手当の支給制限等

組合長は、組合市町村等からの懲戒処分等の実施報告を受け、当該退職した者の職務・責任・勤務の状況、非違行為の内容・程度及び公務に対する信頼に及ぼす影響等を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給制限、一時差止め、返納等の処分を行うことができます。（支給条例第17条）

⇨ 処分等があった場合には、まずは処分等の概要を報告してください。後日、組合から正式な報告に必要な書類を請求いたします。

(1)　支給制限（支給条例第17条）

①　懲戒免職の場合

②　失職又はこれに準ずる退職の場合

(2)　一時差止め（支給条例第18条）

①　起訴中に退職した場合

②　退職後、在職期間中の行為について起訴された場合

③　退職後、在職期間中の行為について逮捕等された場合

④　在職期間中に懲戒免職等を受けるべき行為があったと思料された場合

(3)　退職後の支給制限（支給条例第19条）

①　退職後、在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合

②　在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合

(4)　返納等（支給条例第20条～21条）

①　退職手当支給後、在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合

②　退職手当支給後、在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合

③　遺族に退職手当支給後、在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合

④　本人又は遺族に退職手当支給後、受給者が死亡し、かつ在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合（相続人からの納付）

11　職員以外の地方公務員等となった者の取扱

勤続期間の通算規定のある地方公共団体等へ引き続き転職した場合は、退職手当は支給しません。（支給条例第28条）

詳しくは、20ページ「２　通算事務」を参照してください。

12　特別の退職手当

(1)　予告を受けない退職者の退職手当（支給条例第14条）

労働基準法第20条、第21条又は船員法第46条の規定による給付は、一般の退職手当に含みます。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付額に満たないときは、その差額を退職手当として支給します。

【参考法令】

労働基準法（抜粋）

（解雇の予告）

第20条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

２　前項の予告の日数は、１日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

３　前条第２項の規定は、第１項但書の場合にこれを準用する。

第21条　前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第１号に該当する者が１箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第２号若しくは第３号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第４号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

1. 日日雇い入れられる者
2. ２箇月以内の期間を定めて使用される者
3. 季節的業務に４箇月以内の期間を定めて使用される者
4. 試の使用期間中の者

(2)　失業者の退職手当（支給条例第15条）

勤続期間12月以上（特定退職者にあっては６月以上）で退職した職員が、退職日の翌日から一定期間内（当該職員を雇用保険法の受給資格者とみなした場合、同法で規定する支給期間内）に失業している場合に、一般の退職手当額が、その者が雇用保険法の適用を受けるものとした場合に受けることができる失業給付の額に満たないときは、その差額を退職手当として支給します。

※19ページ「１　退職手当事務の流れ(3)の③失業者の退職手当について」を参照してください。

13　退職手当の時効

退職手当は、職員が退職したことに伴い自動的に発生する請求権で、時効については５年が経過したときとされています。

＊一般職については、地方公務員法第 58 条第３項の規定に基づき労働基準法が適用され、同法第 115 条により、また、特別職については、地方自治法第 236 条第１項の規定によります。

<<<　第４章　特別職の退職手当　>>>

１　退職手当の計算方法　（支給条例第８条）

特別職の退職手当の額は、基礎となる給料月額に役職ごとに定められた支給率及び勤続月数を乗じた額となります。

退職手当額	＝	基礎となる給料月額	×	支給率	×	勤続月数

＊公務上の死亡又は傷病による退職の場合は、上記により計算した額の５割に相当する額を加算して支給します。

２　支給対象と支給率

支給対象	市町村長	副市町村長	教育長	地方公営企業の管理者
支 給 率	37.5/100	25/100	20/100	20/100

３　退職手当計算の基礎となる給料月額

退職の日における給料月額

＊給料月額が一定期間減額されている場合であっても、減額がないと仮定した場合に受けるべき給料月額となります。

４　勤続期間の計算

(1)　任期毎に退職手当を支給し、任期の通算並びに一般職又は他団体との通算はできません。ただし、職員以外の地方公務員等から引き続いて当該特別職に就任し、引き続いて当該職員以外の地方公務員等に復帰する場合は、当該特別職に在職していた期間を在職期間にみなして通算することができます。（支給条例第８条第１項、第９条第10項）

＊任期毎（再任の場合を含む）に「職員就職報告書」を提出してください。

(2)　勤続月数は、任期毎に就職の日から退職の日までの勤続月数となりますが、１月未満の端数があるときは、切捨てとなります。

５　支給率早見表

職名／勤続期間	市町村長	副市町村長	教育長	地方公営企業の管理者
１年（12月）	４．５	３．０	２．４	２．４
２年（24月）	９．０	６．０	４．８	４．８
３年（36月）	１３．５	９．０	７．２	７．２
４年（48月）	１８．０	１２．０		９．６

<<<　第５章　負担金　>>>

負担金には一般負担金と特別負担金があり、特別負担金にはさらに調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金があります。

１　一般負担金

毎月１日現在の職員の総給料月額に負担率を乗じて算出します。

(1)　負担金率（令和３年４月改定）

特　別　職	２８０／１０００
一　般　職 （会計年度任用職員を除く）	１４０／１０００
会計年度任用職員	８０／１０００

(2)　納付方法等

①　毎月１日現在の職員数、給料月額の総額及び一般負担金の総額を「一般負担金報告書」（様式第８号）により報告してください。

また、毎年４月１日現在における職員の給料月額を、「職員給料月額報告書」（様式第７号）により報告してください。

②　支給条例第２条第２項の規定により職員とみなされた会計年度任用職員の当該みなされるに至った月までの期間の一般負担金は、当該期間の各月ごとの給料月額に当該職員とみなされた年度における負担金率を乗じて得た額の合計額を「職員とみなした会計年度任用職員の一般負担金報告書（一括納入分）」（様式第８号の２）により報告してください。

なお、それ以降の月分の報告は、①により行ってください。

③　一般負担金報告書により当組合から負担金納付書及び領収書を送付しますので、報告月の翌月10日までに納付してください。

④　月の中途において昇給、昇格（降給、降格含む）により職員の給料の月額に異動が生じ、その月の一般負担金の額に過不足が生じたときは、翌月の一般負担金の納付の際に精算するものとします。

⑤　月の中途で就職又は退職され、給料を日割計算で支給された場合でも、本来の給料の月額により算定します。

ただし、特別職が月の中途に就任した場合は、当該就任月については、その月の負担金の算定には含めず、就任月の翌月から算定に含めます（任期中の月数が１月多くなってしまうため）。

⑥　休職その他の事由により、一定期間給料を減額し、又は給料を支給しない場合の職員の給料の月額については、それらの事由がなかったものとして給料の月額とします。

⑦　職員が就職したとき、氏名等に異動を生じたときは、「職員就職報告書」（様式第５号）、「職員氏名変更届」（様式第６号）を提出してください。

また、職員が退職したとき、当該職員に退職手当の支給がない場合（勤続期間通算６月未満の退職を含む）は、「職員退職報告書」（様式第４号）を提出してください（退職手当が支給される場合、「退職手当請求書」（様式第１号）を提出）。

⑧　給与改定を行ったときは、「差額一般負担金報告書」（様式第９号）を提出してください。

２　特別負担金

(1)　特別負担金の種類

①　定年・勧奨・傷病・整理退職等の退職手当基本額と、支給条例第３条第１項の規定による退職手当相当額との差額分

②　退職の日以前１年以内に４号給を超えた昇給があった場合は、その超えた昇給に係る差額分

※ 特別負担金の算出に係る退職手当相当額を計算する際は、退職の日以前１年以内に特別昇給（４号給を超える昇給）がなかったものとみなして計算します。

③　調整額特別負担金　支給条例第７条の４の規定による退職手当の調整額を含む退職手当の支給を受けたときは、調整額特別負担金として当該調整額に相当する額

④　前歴期間特別負担金　支給条例第９条第５項に規定する職員以外の地方公務員等としての在職期間がある場合、条例の規定による退職手当額と退職手当算定の基礎となる勤続期間から当該在職期間を除いて計算した場合の退職手当の基本額との差額

＊平成25年４月１日以後構成団体に採用された職員に適用される。（負担金条例附則）

⑤　予告を受けない退職者の退職手当額（支給条例第１４条）と、一般の退職手当額との差額分

(2)　傷病・死亡退職の場合

傷病（公務上）若しくは死亡（公務上・公務外）による退職の場合には、上記①の特別負担金は課されません。

また、上記②の退職の日以前１年以内に４号給を超えた昇給があった場合、公務外の死亡にあっては、４号給を８号給に読み替え、公務上の死亡にあっては、負担金は生じません。（負担金条例第２条第１項第２号）

(3)　納付方法

特別負担金が発生した場合は、当組合が特別負担金・調整額特別負担金納額告知書（様式第２号）又は前歴期間特別負担金納額告知書（様式第２号の２）及び納入通知書を送付しますので、組合が指定する納期限までに納入してください。

<<<　第６章　退職手当にかかる税金　>>>

退職手当には、所得税と住民税（市町村民税と道府県民税）が課税され、退職手当の支給時に徴収されます。退職手当にかかる税金は分離課税になっており、基本的には、その後他の所得と合算して課税されることはありません。

１　税金の計算方法

(1)　退職所得控除額

退職手当にかかる税額は、退職手当の額から、勤続年数（休職月等を除算する前の在職年数（１年未満の端数は１日でも１年に切上げ））に応じた退職所得控除額を控除した後の額（課税退職所得金額）に応じて算出します。

表１　勤続年数別退職所得控除額表　（単位：円）

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
２年以下	800,000	１６年	6,400,000	３１年	15,700,000
		１７年	6,800,000	３２年	16,400,000
３年	1,200,000	１８年	7,200,000	３３年	17,100,000
４年	1,600,000	１９年	7,600,000	３４年	17,800,000
５年	2,000,000	２０年	8,000,000	３５年	18,500,000
６年	2,400,000	２１年	8,700,000	３６年	19,200,000
７年	2,800,000	２２年	9,400,000	３７年	19,900,000
８年	3,200,000	２３年	10,100,000	３８年	20,600,000
９年	3,600,000	２４年	10,800,000	３９年	21,300,000
１０年	4,000,000	２５年	11,500,000	４０年	22,000,000
１１年	4,400,000	２６年	12,200,000	４１年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える１年ごとに700千円を加算した金額
１２年	4,800,000	２７年	12,900,000		
１３年	5,200,000	２８年	13,600,000		
１４年	5,600,000	２９年	14,300,000		
１５年	6,000,000	３０年	15,000,000		

※　この控除額表は一般退職の場合です。障害退職の場合は、それぞれの金額に1,000千円を加えます。

(2)　課税退職所得金額（1,000 円未満の端数切り捨て）

支給される退職手当の額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額を２分の１した額が課税される退職所得の金額となります。

①　一般退職手当等 ＝

（退職手当の収入金額 － 退職所得控除額）× １／２

② 特定役員退職手当等 ＝（退職手当の収入金額 － 退職所得控除額）

（特定役員に対する退職手当等に係る「課税退職所得金額」については、支給される退職手当の額から退職所得控除額を控除した残額を２分の１にする措置はありません。）

＊国家公務員や地方公務員は、役員等に含まれ、勤続年数が５年以下の者は、特定役員となります。

２ 所得税

所得税は、課税退職所得金額に応じて以下の速算表で算出される額となります。

表２ 源泉徴収税額の速算表（復興特別所得税額を含む）

課税退職所得金額（A）		税 率（B）	控除額（C）	税額＝((A)×(B)－(C))×102.1%※
1,950,000 円以下		５％	0円	((A)×５％) ×102.1%
1,950,000 円超	3,300,000 円以下	10%	97,500円	((A)×10% － 97,500) ×102.1%
3,300,000 円超	6,950,000 円以下	20%	427,500円	((A)×20%- 427,500) ×102.1%
6,950,000 円超	9,000,000 円以下	23%	636,000円	((A)×23%- 636,000) ×102.1%
9,000,000 円超	18,000,000 円以下	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000) ×102.1%
18,000,000 円超	40,000,000 円以下	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000) ×102.1%
40,000,000 円超		45%	4,796,000円	((A)×45%-4,796,000) ×102.1%

（注１） 求めた税額に 1円未満 の端数があるときは切り捨てます。

（注２） 平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。
（復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の２．１％相当額です）

３ 住民税

住民税額は、課税退職所得金額に住民税「所得割」の税率をかけて求めます。

課税退職所得金額（千円未満切捨て）	×	市町村民税 ６％	＝	市町村民税額（百円未満切捨）
	×	道府県民税 ４％	＝	道府県民税額（百円未満切捨）

４ 死亡により支払われる退職手当

退職事由が死亡による場合、条例に定められた遺族は、相続ではなく受給権により、死亡退職金を受け取ることができます（所得税等源泉徴収は行わず、当組合において、死亡退職に係る「退職手当金等受給者別支払調書」を所轄の税務署に提出します）。なお、退職後、退職手当支給前に死亡した場合、あるいは、退職手当支給後に死亡した場合は、民法の相続規定によって他の相続財産と合わせて相続税の課税対象となります。

<<<　第７章　退職手当事務　>>>

職員採用時の報告や、退職者があった場合の事務手続きの流れを例示します。

1　退職手当事務の流れ

・構成団体から職員採用、特別職就任、氏名変更の報告
↓
・退職者の発生、構成団体から退職手当組合へ退職手当の申請（退職者の報告）
↓
・退職手当組合から構成団体へ退職手当の送金、退職手当通知書(団体用)等送付
（源泉徴収票・領収証含む）
↓
・構成団体から退職者へ退職手当の送金、領収証等送付
↓
・退職手当組合から退職者へ退職手当通知書（受給者用）送付
↓
・構成団体から退職手当組合へ特別負担金の納付（該当者がある場合）
↓
・構成団体から当組合へ退職手当領収証の提出
（受給者から領収日・住所・記載の上押印いただく）

(1)　職員採用があった場合

職員就職報告書（様式第５号、34ページ様式記載例参照）に所定の事項を記入し、速やかに提出してください。（特別職は任期毎）

①　他の公務員等から引き続いて職員となった場合

一般職の職員が退職後１日も空くことなく引き続いて通算規定のある他団体の公務員等になった場合、退職手当算定上の勤続期間に通算されるため、当該退職時点では退職手当は支給されません。前所属団体に「退職手当支給証明書」等を依頼し、当組合に提出願います。

※必要書類は21ページ「通算(転入・転出)に係る事務の流れ」を参照してください。

② 県又は他の地方公共団体から派遣されてきた職員の場合

一般の職員として地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員の場合は、派遣元の団体職員としての身分を保有しているため、当組合の退職手当条例の対象外ですので「職員就職報告書」の提出は必要ありません。

ただし、県等から割愛により派遣されてきた場合は、いったん県等を退職して市町村に就職しており、身分上は市町村の職員となり、当組合の退職手当条例の対象となるため「職員就職報告書」を提出してください。その際「退職手当支給証明書・人事記録簿（履歴書）の写し」の提出は不要です。

③ フルタイムの会計年度任用職員が就職した場合

職員に定められた勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が連続し

て12月を超えた者について、勤続期間が12月を超えた時点（４月１日就職であれば、翌年の４月１日）で次の書類を提出してください。

ア　職員就職報告書（様式第５号）

イ　勤務時間、勤務日数が確認できる書類（辞令・任用通知書等）

(2)　氏名変更があった場合

氏名変更があった場合は、職員氏名変更書（様式第６号）により報告してください。

(3)　退職者があった場合

退職手当の請求手続きを行ってください。（特別職は任期毎）

なお、退職手当の支給がされない職員は、職員退職報告書（様式第４号、35ページ様式記載例参照）に所定の事項を記入し、速やかに提出してください。

①　通算規定がなく通算不可の団体へ就職の場合

退職手当の支給をしますので、退職手当請求の申請をお願いします。

②　失職、懲戒免職の場合

失職や懲戒免職等の事案が発生した場合は、職員退職報告書と合わせて退職手当の支給制限処分を行う場合があるので、当組合と調整願います。

③　失業者の退職手当について

失業者の退職手当は、民間企業における雇用保険の失業給付に相当するものですので、雇用主の立場である各構成団体から退職者に対して周知していただくことになります。

※12ページ「12　特別の退職手当(2)失業者の退職手当」を参照してください。

（注）　勤続年数が５年未満の自己都合等退職者や失職、懲戒免職等で退職手当の全部又は一部が支給されなかった者は、該当する可能性が高いので、退職後の状況を確認し、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込をしようとする者には、「神奈川県市町村職員退職票」（様式第７号）を交付してください。

次のような場合でも、職員退職報告を提出してください。

（ア）一般職の職員が６月未満で退職した場合

（イ）県等から割愛により派遣されている職員が前団体に復帰する場合

※退職手当算定上の勤務期間に通算されるため、当該退職時点では退職手当は支給されないため。

（ウ）退職後引き続き国や他の地方公共団体に就職する場合

一般職の職員が退職後１日も空くことなく引き続いて通算規定のある他団体の公務員等になった場合、再就職先において退職手当算定上の勤続期間に通算され、当該退職時点では退職手当は支給されませんので、再就職先の団体に、退職前に通算の可否についての「退職手当の通算に関する証明書」等を依頼し当組合に提出願います。

※必要書類は21ページ「通算(転入・転出)に係る事務の流れ」を参照してください。

④ 勤続期間12月未満の退職者

職員であった期間が１年の間を置かずに複数あった場合には、それらの期間が通算されて、失業者の退職手当の所定給付日数を確定するための「基準勤続期間」となりますので、勤続期間12月未満で退職者された者には「神奈川県市町村職員在職票（様式第７号）を交付してください。

(4) 退職手当の支給、退職手当通知書等の送付

退職手当組合から構成団体指定口座へ送金、退職手当通知書等の送付をします。

・送金は、退職手当にかかる所得税・住民税控除後の金額を送金します。

・源泉徴収票は死亡の場合はありません。

※別途、当組合で「退職手当受給者別支払調書」等を作成し税務署へ提出します。

(5) 特別負担金の納付

特別負担金が発生した場合、当組合からの納入通知書により納付してください。

(6) 給与改定が行われた場合(遡及改定の場合)

給与条例の改定に伴い、給与改定が行われた場合は、すでに退職した職員についても差額が支払われます。差額退職手当請求書（様式第１号の３）により手続きを行ってください。

２ 通算事務

通算とは、他の地方自治体の公務員等が引き続いて構成団体の職員となった場合、又は構成団体の職員が引き続いて他の地方自治体の公務員等となった場合に、勤続期間が引き続くことをいいます。（支給条例第９条第３項）

通算の対象の前提条件は以下のとおりです。

① 相互の地方自治体等に通算の規定があること。（当組合は通算規定があります。）

② 退職から就職の日付が１日も空くことなく引き続いていること。

③ 退職手当（退職手当相当の給与を含む）を受けていないこと。

●通算の事務手続で必要な書類

就職（転入）の場合 ＜転入前の団体へ提出する書類＞	退職（転出）の場合 ＜転出先の団体へ提出する書類＞
① 退職手当の通算に関する証明書等 ② 根拠となる条例等の写し	① 退職手当支給証明書等 ② 根拠となる条例等の写し ③ 人事記録簿（履歴書）の写し（構成団体で用意）
＊転入前の自治体等においては、職員の退職にあたり、転出先への通算が可能であれば退職手当を支給しないこととなるため。	＊転出先の自治体等においては、転入前の構成団体における退職手当の支給の有無・通算すべき勤続期間・休職等の履歴を確認するため。

●通算（転入・転出）に係る事務の流れ

1　構成団体へ　<u>転入</u>　する場合　　（支給条例第９条第５項関係）

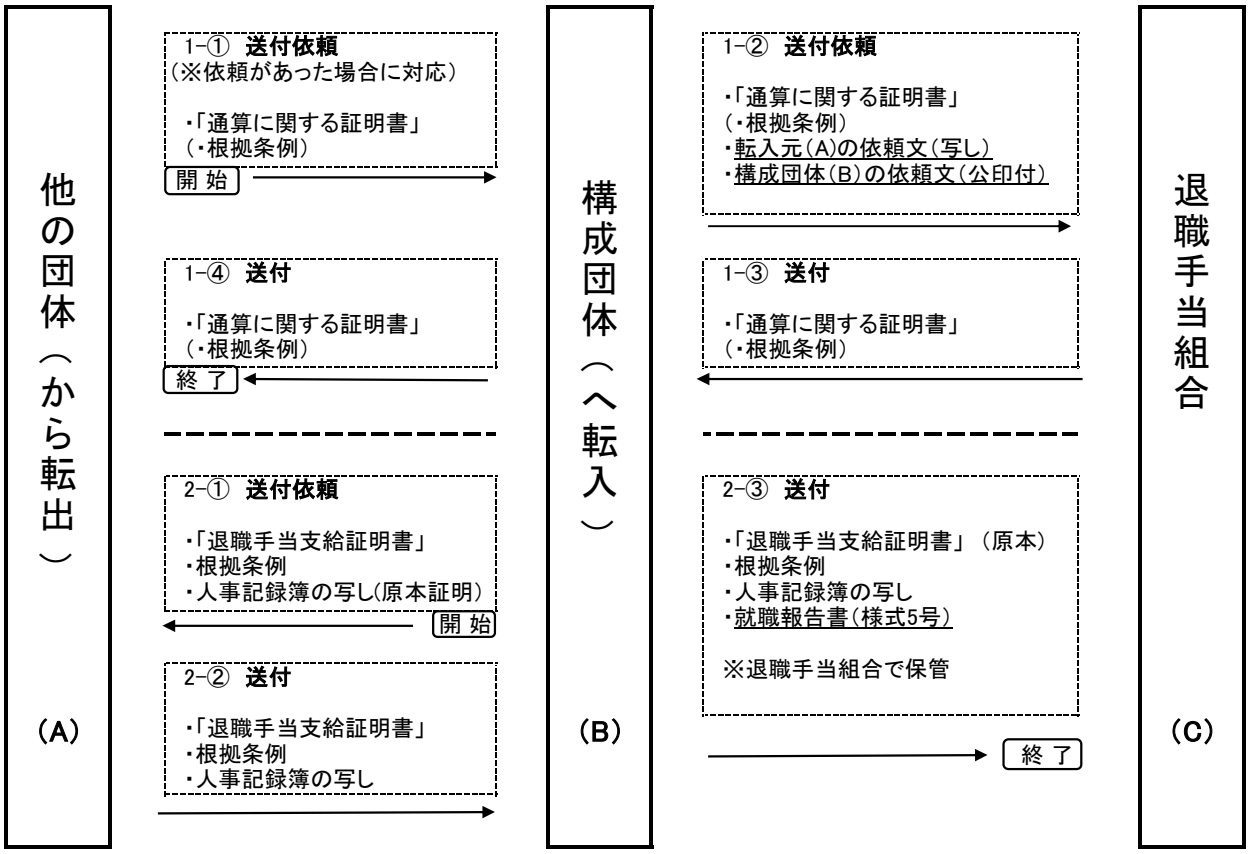

2　構成団体から　<u>転出</u>　する場合　（支給条例第２８条関係）

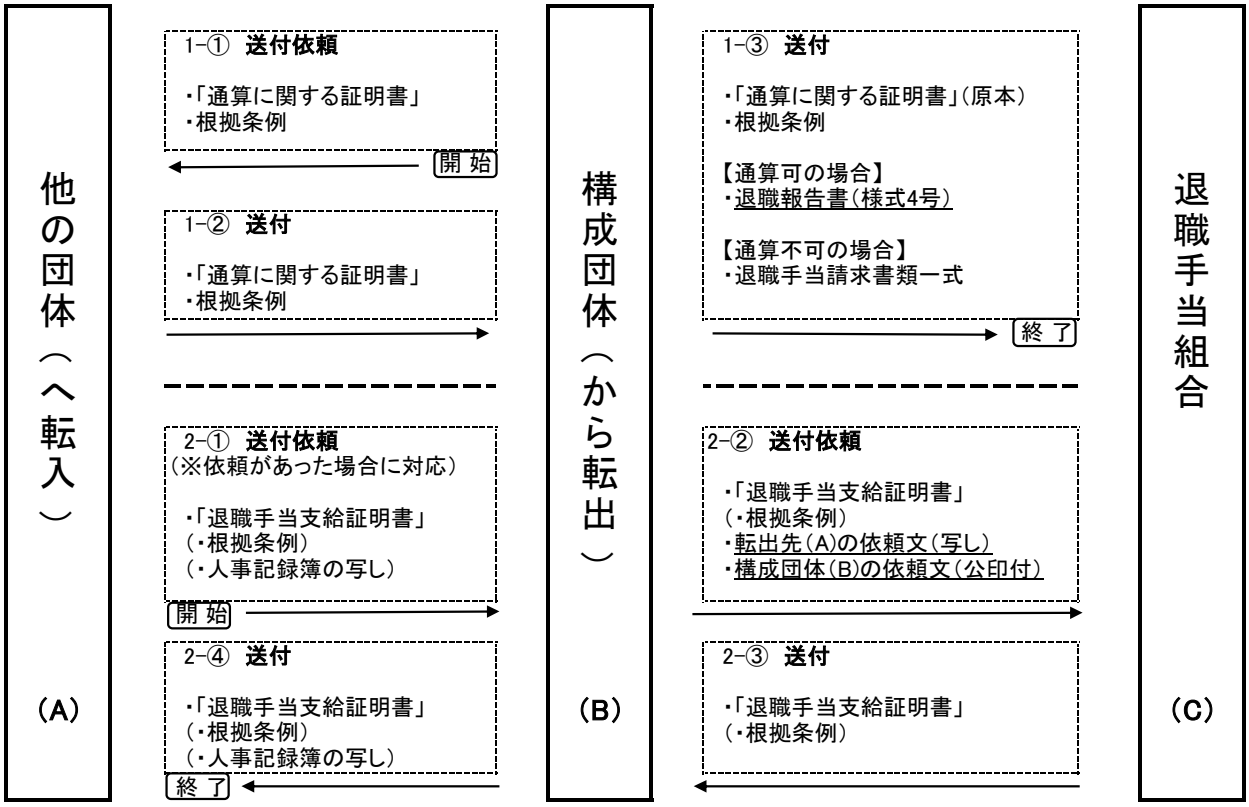

退職手当の提出書類一覧

退職理由別提出書類　　（○印は必ず添付、△印は必要に応じ提出）

退職理由 ＼ 提出書類	定年退職	自己都合退職	任期終了	勧奨退職	整理退職	応募認定退職	通勤災害傷病退職	公務外 死亡退職	公務外 傷病退職	公務上 死亡退職	公務上 傷病退職	特別職
退職手当請求書（様式第１号） ＊特別職は様式第１号の２	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
履歴書（様式第２号）	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書（様式第３号）	○			○	○	○	○		○		○	○
個人番号報告書（様式第３号の２）								○		○		
職員退職等報告書（様式第４号）	*1 △			*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △
総代者選任届（様式第６号）								*2 △		*2 △		
退職勧奨の記録				○								
認定通知書の写し						○						
戸籍謄本								○		○		
共済組合の障害年金認定書又は診断書							○		○		○	
証明書					○							
条例、予算の議決書 （廃職、過員等の事実を証するもの）					○							
公務災害の認定書の写し										○	○	
通勤災害の認定書の写し							○					
死亡診断書又は死体検案書								○		○		
前歴期間の「人事記録簿（履歴書）」及び「退職手当支給証明書等」	*3 △			*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	

＊１　退職手当の支給がない場合に提出します。（勤続期間通算６月未満の退職含む）

＊２　退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上の場合に提出します。

＊３　通算の対象となる前歴期間を有する場合に提出します。ただし、その前歴期間が当組合構成団体の場合は、「退職手当支給証明書等」の提出は不要です。

<<< 第８章　退職手当計算例　>>>

＊計算例は、平成30年度からの支給率による。

例	退職者職名	退職理由	就職日 退職日 勤続期間	退職１年前給料月額① 退職時給料月額②	退職手当の基本額 給料月額③	支給率④	基本額③×④＝⑤	調整額の計算 調整額区分	調整月額⑥	期間⑦	調整額⑥×⑦＝⑧	調整額計⑨	退職手当額 ⑤＋⑨＝⑩	特別負担金の計算 支給条例第3条第1項の支給率⑪	退職手当額②×⑪＝⑫	退職手当基本額との差額⑤－⑫＝⑬	特別負担金額 ⑨＋⑬＝⑭
1	課長	定年退職	S58.4.1 R3.3.31 38年0月	(行一) ７－５５ 450,000円 (行一) ７－５６ 450,500円	(行一) ７－５６ 450,500円	47.709 (38年)	21,492,904円	４号 課長（７級） ５号 課長補佐（６級）	43,350円 32,500円	36月 24月	1,560,600円 780,000円	2,340,600円	23,833,504円	42.7707	19,268,200円	2,224,704円	4,565,304円
2	係長	勧奨退職	S62.4.1 R3.3.31 34年0月	(行一) ５－８９ 413,500円 (行一) ５－９３ 416,300円	(行一) ５－９３ 449,604円 (②×1.08)	46.83015 (34年)	21,055,022円	６号 係長（５級） ７号 主任主事（４級）	27,100円 21,700円	24月 36月	650,400円 781,200円	1,431,600円	22,486,622円	38.7531	16,132,915円	4,922,107円	6,353,707円
3	消防士	自己都合	H15.8.1 R3.3.31 17年8月	(行一) ３－５１ 310,900円 (行一) ３－５５ 313,200円	(行一) ３－５５ 313,200円	14.08671 (17年)	4,411,957円	７号 主任（３級） ８号	21,700円 0円	36月 24月	781,200円 0円	(＊１) 390,600円	4,802,557円	(＊２) 14.08671	4,411,957円	0円	390,600円
4	会計年度任用職員	任期終了	H31.4.1 R3.3.31 2年0月	(会一) ２－３６ 228,600円 (会一) ２－３６ 228,600円	(会一) ２－３６ 228,600円	1.674 (2年)	382,676円					0円	382,676円	1.674	382,676円	0円	0円
5	市長	任期終了	H29.4.1 R3.3.31 4年0月	(報酬月額) 780,000円 (報酬月額) 780,000円	(報酬月額) 780,000円	18.0 (4年)	14,040,000円					0円	14,040,000円	－	－	－	0円

（＊１）　自己都合退職者で在職期間が10年～24年の場合は、調整額は２分の１となる。（０年～９年は、調整額の加算なし）
（＊２）　自己都合退職者で勤続期間が20年未満の場合は、支給条例第３条第２項の支給率

団 体 別 調 整 額 区 分 表（平成18年～）

（支給条例施行規則第8条の3関係）　　平成31年4月1日現在

組合市町村名	給料表名	期　間	職員の区分							
			第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分
			調整月額 65,000円	調整月額 59,550円	調整月額 54,150円	調整月額 43,350円	調整月額 32,500円	調整月額 27,100円	調整月額 21,700円	調整月額 0円
伊勢原市	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級・2級	1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級	3級・2級・1級
海老名市	行政職給料表（一）	平成28年4月1日以降の期間		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
南足柄市	行政職給料表（一）	平成27年4月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成23年4月1日以降の期間						6級	5級・4級・3級	2級・1級
葉山町	行政職給料表（一）	平成19年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成19年4月1日以降の期間					6級（在職期間60月以上）	6級（左記以外の者）	5級・4級	3級・2級・1級
寒川町	行政職給料表（一）	平成18年10月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年10月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
大磯町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間				7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
	幼稚園教育職	平成18年4月1日以降の期間						3級	2級A（勤続21年以上）	2級A(勤続20年以下)・2級B・1級
二宮町	行政職給料表（一）	平成28年4月1日以降の期間			6級	5級	5級（主幹職）	4級（班長職）	4級（左記以外の者）・3級（主査職）	3級（左記以外の者）・2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							5級	4級・3級・2級・1級
中井町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
大井町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級(在級120月以上)	3級(左記以外の者)・2級・1級
松田町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級(在級期間が120月を超える者)	3級(左記以外の者)・2級・1級
	医療職給料表	平成18年4月1日以降の期間			3級	2級(診療所長の職にある者)	2級(左記以外の者)	1級(診療所長の職にある者)	1級(左記以外の者)	
山北町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
開成町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級(在級期間が120月を超える者)	3級(左記以外の者)・2級・1級
	特定任期付職員	平成18年4月1日以降の期間				4号給	3号給	2号給・1号給		
箱根町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
真鶴町	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間				7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
	医療職給料表	平成18年4月1日以降の期間		3級(所長)	3級(医長)	3級(その他)		2級		1級
湯河原町	行政職給料表（一）	平成21年4月1日以降の期間			7級		6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級	2級・1級
	医療職給料表	平成18年4月1日以降の期間							3級	2級・1級
愛川町	行政職給料表（一）	平成23年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表（二）	平成23年4月1日以降の期間							6級	5級・4級・3級・2級・1級
	特定任期付職員	平成28年4月1日以降の期間			5号給	4号給	3号給	2号給・1号給		
清川村	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間				7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
高座清掃施設組合	行政職給料表（一）	平成28年4月1日以降の期間		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
足柄上衛生組合	行政職給料表（一）	平成18年7月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
湯河原町真鶴町衛生組合	行政職給料表（一）	平成21年12月1日以降の期間			7級		6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表（二）	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級	2級・1級
足柄東部清掃組合	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
足柄西部清掃組合	行政職給料表（一）	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
神奈川県町村情報システム共同事業組合	行政職給料表（一）	平成23年4月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級

勤 続 期 間 の 計 算 （通算例）

○条例第９条第５項

① 職員以外の地方公務員又は国家公務員から引き続き職員となった場合には、当該在職期間を職員として通算するほか、特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人、地方公社若しくは公庫等の在職期間についても一定の条件のもと通算します。

国又は県 A	職員 B			＝ A ＋ B
職員 A	国又は県 B	職員 C		＝ A ＋ B ＋ C
職員 A	公社等 B	職員 C		＝ A ＋ B ＋ C
国又は県 A	公社等 B	国又は県 C	職員 D	＝ A ＋ B ＋ C ＋ D

○条例第１０条

② 勤続期間の計算の特例

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間によることを原則としていますが、条例第２条第２項に規定する常勤的非常勤職員の勤続期間については、次に掲げる勤続期間は職員として引き続いた在職期間として計算の対象となります。

ｱ 条例第２条第２項に規定する者で、同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

ｲ 条例第２条第２項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもので、その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第１号（図１）

12月

非常勤職員 A	常勤的非常勤職員 B	＝ A ＋ B

第１号（図２）

12月

非常勤職員 A	常勤的非常勤職員 B	常勤職員 C	＝ A ＋ B ＋ C

第２号（図３）

12月

非常勤職員 A	常勤職員 B	＝ A ＋ B

第２号（図４）

12月

非常勤職員 A	常勤職員 B	（B=６月以上）	＝ B のみ

○条例第１１条

③ 職員以外の地方公務員等から引き続いて常勤職員となった者の勤続期間の計算において、上記②のア、イに相当する勤続期間がある場合も同様の取扱いとなります。

第１項（図５）

常勤的非常勤職員 A	常勤職員 B	常勤職員 C	＝ A ＋ B ＋ C
Y 団体		Z 団体	

（図６）

常勤的非常勤職員 A	常勤職員 B	＝ A ＋ B
Y 団体	Z 団体	

第２項（図７）　前条第１号準用

＝ A ＋ B ＋ C ＋ D

（図８）

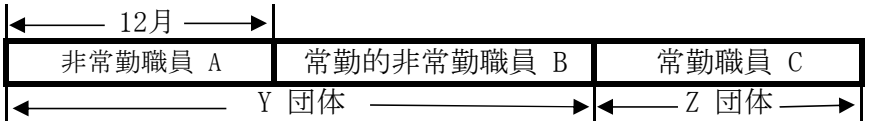

＝ A ＋ B ＋ C

（図９）　前条第２号準用

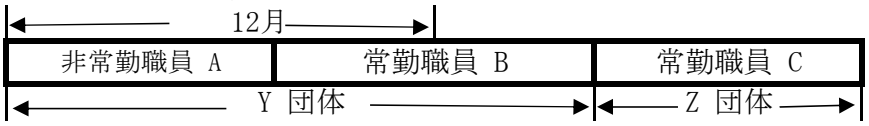

＝ A ＋ B ＋ C

（図１０）

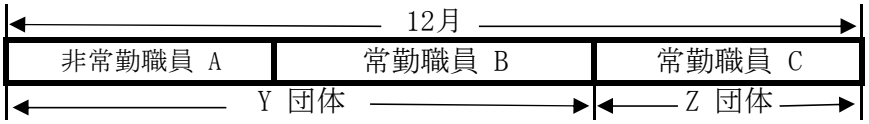

＝ B ＋ C

○条例第１２条

④　一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算

職員のうち、任命権者等の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の条例第９条第１項の規定する在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなされます。

（図１１）

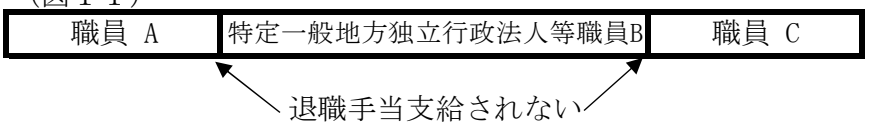

＝ A ＋ B ＋ C

⑤　この他、特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ退職し、引き続いて職員となった場合、職員が任命権者等の要請に応じ退職し、一般地方独立行政法人等の職員や国家公務員としての在職した後、引き続いて再び職員となった場合、移行型一般地方独立行政法人の成立の前日に職員として在職する者が、当該法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合の在職期間の通算規定があります。（第12条第２項、第３項、第４項）

○条例第１３条

⑥　職員が公益法人等派遣法第10条第１項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となるため退職し、かつ引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて公益法人等派遣法第10条第１項の規定により職員として採用された者の条例第９条第１項の規定する在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなされます。

（図１２）

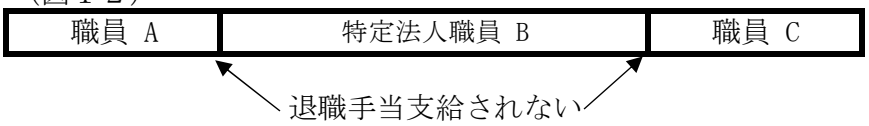

＝ A ＋ B ＋ C

（別 表 1）

退 職 手 当 支 給 率 早 見 表

【平成30年４月１日～ （引下げ 83.7）】　　神奈川県市町村職員退職手当組合

勤続年数	条例第3条			条例第4条		条例第5条		勤続年数
	自己都合 (月)	公務外傷病 (月)	10年以下 勤続定年・勧奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害・傷病 (月)	25年未満 勤続勤務公署の移転等 (月)	11年以上 25年未満 勤続定年・勧奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害・傷病 (月)	整理・公務上死亡・傷病 (月)	25年以上 勤続定年・勧奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害・傷病・勤務公署の移転等 (月)	
1年	0.5022	0.837	0.837	1.04625		1.2555(3.6a)		1年
2	1.0044	1.674	1.674	2.0925		2.511(4.5a)		2
3	1.5066	2.511	2.511	3.13875		3.7665(5.4a)		3
4	2.0088	3.348	3.348	4.185		5.022(5.4a)		4
5	2.511	4.185	4.185	5.23125		6.2775		5
6	3.0132	5.022	5.022	6.2775		7.533		6
7	3.5154	5.859	5.859	7.32375		8.7885		7
8	4.0176	6.696	6.696	8.37		10.044		8
9	4.5198	7.533	7.533	9.41625		11.2995		9
10	5.022	8.37	8.37	10.4625		12.555		10
11	7.43256	9.2907		11.613375	11.613375	13.93605		11
12	8.16912	10.2114		12.76425	12.76425	15.3171		12
13	8.90568	11.1321		13.915125	13.915125	16.69815		13
14	9.64224	12.0528		15.066	15.066	18.0792		14
15	10.3788	12.9735		16.216875	16.216875	19.46025		15
16	12.88143	14.3127		17.890875	17.890875	20.8413		16
17	14.08671	15.6519		19.564875	19.564875	22.22235		17
18	15.29199	16.9911		21.238875	21.238875	23.6034		18
19	16.49727	18.3303		22.912875	22.912875	24.98445		19
20	19.6695	19.6695		24.586875	24.586875	26.3655		20
21	21.3435	21.3435		26.260875	26.260875	27.74655		21
22	23.0175	23.0175		27.934875	27.934875	29.1276		22
23	24.6915	24.6915		29.608875	29.608875	30.50865		23
24	26.3655	26.3655		31.282875	31.282875	31.8897		24
25	28.0395	28.0395				33.27075	33.27075	25
26	29.3787	29.3787				34.77735	34.77735	26
27	30.7179	30.7179				36.28395	36.28395	27
28	32.0571	32.0571				37.79055	37.79055	28
29	33.3963	33.3963				39.29715	39.29715	29
30	34.7355	34.7355				40.80375	40.80375	30
31	35.7399	35.7399				42.31035	42.31035	31
32	36.7443	36.7443				43.81695	43.81695	32
33	37.7487	37.7487				45.32355	45.32355	33
34	38.7531	38.7531				46.83015	46.83015	34
35	39.7575	39.7575				47.709	47.709	35
36	40.7619	40.7619				47.709	47.709	36
37	41.7663	41.7663				47.709	47.709	37
38	42.7707	42.7707				47.709	47.709	38
39	43.7751	43.7751				47.709	47.709	39
40	44.7795	44.7795				47.709	47.709	40
41	45.7839	45.7839				47.709	47.709	41
42	46.7883	46.7883				47.709	47.709	42
43	47.709	47.709				47.709	47.709	43
44	47.709	47.709				47.709	47.709	44
45	47.709	47.709				47.709	47.709	45
46	47.709	47.709				47.709	47.709	46

（注）１　（　）内は、最低保障である。
２　ａは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれらに相当する手当）の月額の合計額をいう。
３　退職手当の基本額の調整（83.7/100）を含めた計数である。

退職手当支給率早見表（旧条例）

神奈川県市町村職員退職手当組合

勤続年数	条例第3条			条例第4条				条例第5条		勤続年数
	25年未満 勤続自己 都合 (月)	20年未満 勤続定年・勧奨・公務外死亡・通勤傷病 (月)	25年未満 勤続公務 外傷病 (月)	25年以上 勤続自己 都合 (月)	勤務公署の 移転等 (月)	20年以上25年未満 勤続定年・勧奨・公務外死亡・通勤傷病 (月)	25年以上 勤続公務 外傷病 (月)	整理・公務上傷病 死亡 (月)	25年以上 勤続定年・勧奨・公務外死亡 通勤傷病 (月)	
1年	0.6	1.0	1.0		1.25			1.5(3.6a)		1年
2	1.2	2.0	2.0		2.5			3.0(4.5a)		2
3	1.8	3.0	3.0		3.75			4.5(5.4a)		3
4	2.4	4.0	4.0		5.0			6.0(5.4a)		4
5	3.0	5.0	5.0		6.25			7.5		5
6	4.5	6.0	6.0		7.5			9.0		6
7	5.25	7.0	7.0		8.75			10.5		7
8	6.0	8.0	8.0		10.0			12.0		8
9	6.75	9.0	9.0		11.25			13.5		9
10	7.5	10.0	10.0		12.5			15.0		10
11	8.88	11.1	11.1		13.875			16.65		11
12	9.76	12.2	12.2		15.25			18.3		12
13	10.64	13.3	13.3		16.625			19.95		13
14	11.52	14.4	14.4		18.0			21.6		14
15	12.4	15.5	15.5		19.375			23.25		15
16	13.28	16.6	16.6		20.75			24.9		16
17	14.16	17.7	17.7		22.125			26.55		17
18	15.04	18.8	18.8		23.5			28.2		18
19	15.92	19.9	19.9		24.875			29.85		19
20	21.0		21.84		27.3	27.3		32.76		20
21	22.2		23.088		28.86	28.86		34.632		21
22	23.4		24.336		30.42	30.42		36.504		22
23	24.6		25.584		31.98	31.98		38.376		23
24	25.8		26.832		33.54	33.54		40.248		24
25				33.75	35.1		35.1	42.12	42.12	25
26				35.25	36.66		36.66	43.992	43.992	26
27				36.75	38.22		38.22	45.864	45.864	27
28				38.25	39.78		39.78	47.736	47.736	28
29				39.75	41.34		41.34	49.608	49.608	29
30				41.25	42.9		42.9	51.48	51.48	30
31				42.5	44.2		44.2	53.04	53.04	31
32				43.75	45.5		45.5	54.6	54.6	32
33				45.0	46.8		46.8	56.16	56.16	33
34				46.25	48.1		48.1	57.72	57.72	34
35				47.5	49.4		49.4	59.28	59.28	35
36				48.75	49.4		49.4	59.28	59.28	36
37				50.0	50.0		50.0	59.28	59.28	37
38				51.25	51.25		51.25	59.28	59.28	38
39				52.5	52.5		52.5	59.28	59.28	39
40				53.75	53.75		53.75	59.28	59.28	40
41				55.0	55.0		55.0	59.28	59.28	41
42				56.25	56.25		56.25	59.28	59.28	42
43				57.5	57.5		57.5	59.28	59.28	43
44				58.75	58.75		58.75	59.28	59.28	44
45				59.28	59.28		59.28	59.28	59.28	45
46				59.28	59.28		59.28	59.28	59.28	46

（注）1　（　）内は、最低保障である。

2　aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれらに相当する手当）の月額の合計額をいう。

3　昭和58年4月1日在職者で同日以後に退職したもののうち20年以上の長期勤続者については、昭和58年条例改正附則第3項及び第5項、第6項の特例による支給率である。

様 式 記 載 例

様　式　一　覧

■退職手当支給条例関係

様式番号	名　　称	様式番号	名　　称
第１号	退職手当請求書（一般用）	第 20 号	高年齢受給資格者失業認定申告書
第１号の２	退職手当請求書（特別職用）	第 21 号	特例受給資格者失業認定申告書
第１号の３	差額退職手当請求書	第 22 号	高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書
第２号	履歴書	第 23 号	特例一時金に相当する退職手当請求書
第３号	退職所得の受給に関する申告書	第 24 号	就業手当に相当する退職手当支給申請書
第３号の２	個人番号報告書	第 25 号	再就職手当に相当する退職手当支給申請書
第４号	職員退職報告書	第 25 号の２	就職促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
第５号	退職手当等支給制限等事情書	第 26 号	常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
第６号	総代者選任届	第 27 号	移転費に相当する退職手当支給申請書
第７号	退職票	第 28 号	広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書
第８号	在職票	第 29 号	失業者退職手当支給台帳
第９号	退職の前６月に支払われた給与証明書	第 30 号	支給制限処分書１
第 10 号	失業者退職手当受給資格証	第 31 号	支給制限処分書２
第 10 号の２	受給資格者氏名・住所変更届	第 32 号	支払差止処分書１
第 11 号	受給期間延長申請書	第 33 号	支払差止処分書２
第 12 号	受給期間延長通知書	第 34 号	支払差止処分書３
第 13 号	基本手当に相当する退職手当等請求書	第 35 号	支払差止処分書４
第 14 号	失業認定申告書	第 36 号	返納命令書１
第 15 号	公共職業訓練等受講届・通所届	第 37 号	返納命令書２
第 16 号	公共職業訓練等受講証明書	第 38 号	処分理由通知書
第 17 号	傷病手当に相当する退職手当支給申請書	第 39 号	納付命令書１
第 18 号	失業者退職手当高年齢受給資格証	第 40 号	納付命令書２
第 19 号	失業者退職手当特例受給資格証		

■負担金条例関係

様式番号	名　　称	様式番号	名　　称
第１号	負担金納付書　領収書	第６号	職員氏名変更書
第２号	特別負担金・調整額特別負担金納額告知書	第７号	職員給料月額報告書
第２号の２	前歴期間特別負担金納額告知書	第８号	一般負担金報告書
第３号	特別負担金･調整額特別負担金分割納付申請書	第８号の２	職員とみなした非常勤職員の一般負担金報告書（一括納入分）
第３号の２	前歴期間特別負担金分割納付申請書		
第４号	督促状	第９号	差額一般負担金報告書
第５号	職員就職報告書		

様式第１号（一般職用）（第３条関係）

退　職　手　当　請　求　書

退職日以後の日、ただし、年度末は3月31日

令和　3　年　10　月　25　日

神奈川県市町村職員退職手当組合長　様

組合市町村長　〇〇町長　神奈川　太郎　印

職員が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体コード	XXX	職員番号	1111	フリガナ 氏　名	タイショク　イチロウ 退　職　一　郎
現　住　所	〇〇町△△2-24-6（現住所）			生年月日	
住所（1月1日）	同　上				昭和50年9月12日　（　46　歳）
退職事由	退職事由No. 1（該当番号を選択）	1 自己都合　2 勧奨　3 定年　4 任期終了　5 公務上死亡　6 公務上傷病 7 公務外死亡　8 公務外傷病　9 通勤傷病　10 整理　11 その他（			
職　種	職種No. 2	1 一般行政職 2 消防職 3 技能労務職 4 会計年度任用職員 5 その他（　）	就職年月日：平成8年4月1日	退職年月日：令和3年10月20日	在職期間(A)：25　年　7　月（1月未満の端数は1月とする） (内 前歴期間)　年　月
退職時職名	消防士長				
死亡退職等の場合の受給者	フリガナ 氏　名		住　所		職員との続柄

除算期間（休職、停職及び休業の期間）	理由No.	開始年月日	～	終了年月日	月数	除算割合	除算期間
	1	令和元年5月9日	～	令和3年10月20日	29	1/2	14.5　月
			～				月
			～				
			～				
	1 休職（地方公務員法第28条第２項第１号）　2 休職（同第２号） 3 育児休業（１歳以下）　4 育児休業（１歳超）　5 停職 6 公務上休職　7 公務外休職　8 通勤災害　9 その他（　）				計(B)　1　年　2.5　月

（在職期間に1年未満の端数月があるときは切捨てます。ただし、その在職期間が6月以上1年未満の場合には1年）

（少数第1位まで記入（表示単位未満切捨て））

（育児休業の場合は、子の生年月日が確認できる書類を添付（平成4年3月31日以前の育児休業期間は、2分の1、それ以後は1歳になる月まで3分の1））

退職手当の算定の基礎となる勤続期間(在職期間-除算期間)　(A)　24　年　4　月

（会計年度任用職員は、(会)とする）

退職手当基本額の支給率			① 26.3655　月
給料月額	退職日給料月額	(行一)　4　級　51　号給	② 351,100　円
	特定減額前給料月額	(行一)　5　級　68　号給	③ 378,200　円
	旧条例給料月額	(行一)　4　級　5　号給	④ 330,200　円
退職手当の基本額に係る特例	定年前早期退職者に対する基本額の特例	②×(定年年齢－退職年齢)×2/100	⑤　円
	特定減額前給与月額に係る基本額の特例（		⑥ 9,568,442　円
退職手当基本額	（②＋⑤）×		⑦ 9,256,927　円

（勧奨退職の承認を受けて、定年年齢に達する日から6月前までに退職した者が対象（1年につき2%ずつ加算　10年））

新条例切替日前日（④が②より多い場合のみ記入）	勤続年数　年	支給率(7)　月	退職手当額 ④×(7)	
調整額	第 6 号区分　27,100　円	24　月	650,400　円	⑧ 1,431,600　円
	第 7 号区分　21,700　円	36　月	781,200　円	
	第　号区分　円	月	円	
	短期勤続者の		自己都合以外　1～4年）	⑩ 715,800　円
退職手当支給額	（⑦又は⑥(旧条例適用の場合は⑧)）＋(⑨又は⑩)			⑪ 10,284,242　円

（自己都合：10～24年　2分の1　それ以外：1～4年　2分の1）

（最高60月　休職等がある場合は、当該区分から除算期間を差し引く（1未満の端数は切り上げ））

（自己都合の場合は勤続年数が10年以上、それ以外の場合は1年以上の場合に対象となる。）

退職事由による特別負担金（1）	条例第３条第１項の支給率（勤続20年未満の自己都合退職の場合、同条第２項の支給率）	特別負担金(1)の算定上の退職手当額 ②×⑫（旧条例適用は④×⑫）	特別負担金(1)の額 ⑦又は⑥－⑬（旧条例適用は⑧－⑬）
	⑫ 26.3655　月	⑬ 9,256,927　円	⑭ 311,515　円
給料月額による特別負担金（2）	退職日給料月額(退職日給料月額が退職の１年前の号給より４号給を超えている場合は４号給上位の額)	特別負担金(2)の算定上の退職手当額 ⑮×(勧奨退職加算率 1.00)×①（旧条例適用は⑮×(勧奨退職加算率 1.　)×(ア)）	特別負担金(2)の額 ⑦－⑯（旧条例適用は⑧－⑯）
	⑮ (行一)　4　級　47　号給　348,800　円	⑯ 9,196,286　円	⑰ 60,641　円
特別負担金	⑭＋⑰	⑱ 372,156　円	㉑ 1,087,956　円（⑱＋⑲＋⑳）
調整額特別負担金	⑨又は⑩	⑲ 715,800　円	
前歴期間特別負担金（計算書より）		⑳ 0　円	

（前歴期間の通算があった場合）

（注）1　死亡退職の場合、⑫の支給率は①の支給率に、⑮の4号給は8号給に読み替える。
　　2　育児休業による除算期間がある場合は、当該子の出生日を確認できる書類を添付する。

様式第１号の２（特別職用）（第３条関係）

退　職　手　当　請　求　書

令和　3年　3月　31日

神奈川県市町村職員退職手当組合長　様

○△市長　　○　○　○　○　　印

特別職が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体・職員番号	×××××	任期ごとに支給	フリガナ 氏　名	カナガワ　イチロウ 神　奈　川　一　郎			（職　名） 副　市　長
退職年月日	令和3年3月31日	年　齢	68　歳	退職事由	普通退職		
住　所	神奈川県○○市△△町１－１－１	現住所					
死亡退職等の場合の受給者	フリガナ 氏　名		住　所		1月未満切捨	特別職との続柄	
在　職　期　間	平成29年5月20日	～	令和3年3月31日			3　年　10　月	
休職等の期間	（事由）	年　月　日 ～ 年　月　日 年　月　日 ～ 年　月　日 年　月　日 ～ 年　月　日				除算期間 （　）　月 （　）　月 （　）　月 計　月	
退職手当の算定	3年10月（46月）×25/100	基礎となる勤続期間				3　年　10　月	

退職時給料月額　①	職手当の支給率　②	退職手当支給額　③＝①×②
720,000　円	11.5　月	8,280,000　円

退職所得控除		課税対象額	所得税⑤	住民税⑥		差引支給額
勤続年数	控除額④	③－④		市町村民税	県民税	③－（⑤＋⑥）
年 4	万円 160	円 6,680,000	円 927,578	円 400,800	円 267,200	円 6,684,422

様式第３号

※　『はい』にチェックを入れた方は、個人番号を記入しないでください。
ックを入れた方は、個人番号欄へ必ず記入ください。

退職者本人が記入して下さい。

退職者記入欄	個人番号については給与支払	該当にチェックをお願いします。 □はい　□いいえ

市町村担当者記入欄	□ 既に提供を受けている職員の個人番号を確認済みです	担当者氏名	〇山　△郎	㊞

認印

担当者が記入・押印して下さい。

退職日の属する年

令和3年分

令和3年3月31日

横　浜　中　税務署長 市町村長　殿

退職所得の受給に関する申告書
退　職　所　得　申　告　書

支払者受付印

退職手当の支払者の		
所在地（住所）	〒231－0023 横浜市中区山下町75
名称（氏名）	神奈川県市町村職員退職手当組合
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 6 0 0 0 0 2 0 1 4 8 2 0 2

あなたの		
現住所	〒
氏名	神奈川　太郎　㊞
個人番号	
その年１月１日現在の住所	〒

本人の自筆

認印

個人番号の記載は省略可

＊１年未満の端数は切り上げる

A　このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	令和　３年　３月　３１日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自　昭和61年10月1日 至　令和3年3月31日　年 35
② 退職の区分等	一般・〔　　〕生活扶助の有・無 障害	うち 特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日　至　年　月　日　年
		うち 重複勤続期間	有・無　自　年　月　日　至　年　月　日　年

退職日

＊A欄は必ず記入のこと

通常は「一般」、「無」
障害となった事に起因して退職した場合は「障害」
その年の1月1日で生活費後を受けている場合は「有」

特別職及び勤続期間が5年以下の一般職は記入し下段の「重複勤続期間」は無に〇をする

B　あなたが本年　は、このB欄に記載してください。

④ 本年中に当等につい		⑤ ③と④の通算勤続期間	年
うち 特定役員等	年	うち 特定役員等勤続期間	年
		うち 重複勤続期間	有・無　至　年　月　日　年

C　あなたが前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤	自　年　月　日　至　年　月　日　年
			有・無　自　年　月　日　至　年　月　日　年

2期目以降の特別職の場合、必ず該当します

D　A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤　算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間（③）に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自　年　月　日　至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日　至　年　月　日　年	㋺ うち 特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日　至　年　月　日　年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間（④）に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自　年　月　日　至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日　至　年　月　日　年	㋩ うち ⑦と㋺の通算期間	自　年　月　日　至　年　月　日　年

E　B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・　・					・　・	一般・障害	
B	特定役員	・　・					・　・	一般・障害	
C							・　・	一般・障害	

B又はCの退職手当等がある場合に「退職所得の源泉徴収票」から内容を記入し、その写しを添付する

（注意）　1　この申告書は、退職手当　　ける金額の20.42%に相当する金額となります。
提出しない場合は、所得税及　　ります。
また、市町村民税及び道府県
2　Bの退職手当等がある人は、　　票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。
3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

（様式第５号）

職員就職報告書

令和　３年　４月　10日

神奈川県市町村職員退職手当組合長　殿

○○町長　○　○　○　○　印　印

職員の就職について、次のとおり報告します。

・特別職
・一般行政職
・一般行政職（派遣職員）
・消防職
・技能労務職
・会計年度任用職員
・幼稚園教育職（大磯町のみ）

団体・職員番号	○○○○・△△△△△△		
氏　　名	（漢字）神奈川　三郎	（カナ）カナガワ　サブロウ	
生　年　月　日	平成１１年５月２５日	性　別	男・女
就職年月日	令和３年４月１日	職　種	一般行政職
給料月額	（行一　１　級　27　号給）　185,600　円		
現　住　所	○○町△△△１－２－３		
前歴通算期間	（通算の場合　○年○月○日～○年○月○日　○年○月）		
添付書類	＊通算の場合 ①　人事記録簿（履歴書）の写し ②　退職手当支給証明書（原本）及び根拠条例の写し （割愛職員で元の団体へ戻ることが確実な場合は①、②ともに不要です。）		
（備　考）	＊１　特別職の場合　①特別職名　②○期目　③任期（年月日～年月日） ＊２　任期付職員の場合　任期（年月日～年月日） ＊３　前歴通算の場合　①前歴通算期間　②前所属団体		

（注）　給料が日額で定められている者については、雇用初日における日額の21日分に相当する額を記入してください。

（様式第４号）

職員退職報告書

令和　3　年　3　月　31　日

神奈川県市町村職員退職手当組合長　殿

○○町長　○　○　○　○　印　印

次のとおり、職員が退職したので、関係書類を添えて報告します。

団体・職員番号	○○○○・××××１		
フリガナ 氏名	カナガワ　ハナコ 神　奈　川　花　子	年齢	36　歳
職種	一般行政職（保育士）		
退職年月日	令和３　年　3　月　31　日	退職事由	自己都合
在職期間	平成17年10月1日　～　令和3年3月31日　15 年　6 月）		
添付書類	＊退職後も引き続いて他の地方自治体の公務員等となる場合 ・退職手当の通算に関する証明書（原本） ・通算の有無について定めた根拠条例の写し ・人事記録簿（履歴書）＜原本証明付＞ ＊6月以内の勤続期間で退職の場合 ・人事記録簿（履歴書）＜原本証明付＞		
備考	＊　○年○月○日～　□□市へ転出（通算の場合転出先を記入）		

通算の場合
〔 自己都合（通算有り） 〕
県等へ復帰の場合
〔 通算 〕
のように表示してください

（参考様式）

退 職 勧 奨 の 記 録

氏　　名	退職　一郎（男）	構成団体	○○町
生年月日	昭和 37 年○月○日	年　　齢	58歳
所属部課	総務部○○課	職　　名	○○副課長
採用年月日	昭和 60 年4月1日	退職年月日	令和 3 年3月 31 日
給料月額	423，200円 行(一）6級 35 号給	勤続期間	36年　0月
退職勧奨年月日	令和 2 年 9 月 10 日	職員の応諾年月日	令和 2 年 9 月 28 日
退職勧奨の理由	人事の刷新と行政組織の活性化を図るため		
参考事項	○○町勧奨退職要綱第○条第○項		

上記のとおり相違ありません

令和　3年　3月　31日

神奈川県市町村職員退職手当組合長　様

○○町長　○　○　○　○　　印

（参考様式）

退職手当の通算に関する証明書

所属団体名（予定）	○ ○ 町	
（フ リ ガ ナ） 氏　　名	カナガワ　イチロウ 神奈川　一郎	
生　年　月　日	昭和　57年　8月　20日　生	
就職（予定）年月日	令和　3年　4月　1日	
退職手当に係る勤続期間通算規定の適用の有無及びその根拠	有	無
	神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第9条第5項の規定により	
備　　考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　3年　　月　　日

神奈川県市町村職員退職手当組合
証明者
組合長　○　○　○　○　　印

（参考様式）

退 職 手 当 支 給 証 明 書

ふりがな	かながわ　はなこ		生年月日	昭和60年 10 月　1 日		性別	男・女
氏　　名	神奈川　花子		旧姓		改姓年月日		
職名	主任主事	退職時所属名	○　○　市		退職年月日	平成 28 年　3月 31 日	
在　職　期　間	平成20年4月1日　～　平成28年3月31日						

退職手当支給の有無	有　・　無　　該当事項を○でかこむ

無の場合、その理由	神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第28条第2項の規定による。

有の場合の計算基礎	退職手当の額	
	算定基準	
	支払年月日	
	計算の基礎となった在職年数	年　月　日から 年　月 年　月　日まで

退職の理由 その他付記事項	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　3年　　月　　日

神奈川県市町村職員退職手当組合

証明者

組合長　○　○　○　○　　印